

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
◎高知県心身障害者扶養共済制度特別弔慰金支給規程の一部改正 (障害保健福祉課)	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関に係る事業所の所在地の変更の届出 (福祉指導課)	4
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の事業の廃止の届出 (")	4
○特定計量器の定期検査の実施 (4件) (商工政策課)	5
○大規模小売店舗の新設に関する届出 (経営支援課)	7
○大規模小売店舗に関する変更の届出 (2件) (")	7
○道路の区域変更 (2件) (道 路 課)	8
○道路の供用開始 (3件) (")	8
公 告	
◎公告 (各種学校規程施行内規) の廃止 (私学・大学支援課)	9
○平成21年度調理師試験の実施 (健康づくり課)	9
高知県公安委員会告示	
○警備員等に係る検定の実施 (2・18揭示)	9

規 則

高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月6日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第5号

高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一

部を改正する規則
高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成9年高知県規則第88号）の一部を次のように改正する。
別表第2を次のように改める。

別表第2 (第8条関係)

条例第13条第2項の規則で定める数値(以下「利便性係数」という。)の算定方式

算式

$$1 - (R1 + R2 + R3)$$

算式の符号

R1 同一市町村内の立地条件に係る調整係数(次の算式により算定した数値とし、小数点以下第4位未満の端数を生じたときは、当該端数を切り上げるものとする。)

算式

$$R1 = 1 - 0.1 - \left(\frac{1}{10 - \frac{20}{3} \times \frac{LN}{LH}} + 0.6 \right)$$

算式の符号

LN 当該県営住宅が所在する土地の近傍の住宅地の1平方メートル当たりの固定資産税の評価額

LH 当該県営住宅が所在する市町村の住宅地の最上位の1平方メートル当たりの固定資産税の評価額

R2 設備条件に係る調整係数(次の表に掲げる評価項目を評価し、その評価内容に応じた評価点数について、次の算式により算定した数値とする。)

算式

$$R2 = \frac{\text{評価点数の合計点数}}{\text{評価項目の数(「エレベーター及び居室の階数」に係る評価項目の数は、2とする。)}} \times 0.1$$

評価項目	評価内容	評価点数
3点給湯	3点給湯である	0
	3点給湯でない	1
浴槽・ふろがま	ともにある	0
	どちらかがある	0.5
	ともにない	1
便所	水洗・下水道である	0
	水洗・浄化槽である	0.5
	水洗でない(くみ取り)	1
エレベーター及び居室の階数	エレベーターがあるか、又は1階から3階までのいずれかの階である	0
	エレベーターがなく、かつ、4階以上の階である	2

R3 市町村合併に伴う市町村立地係数(公営住宅法施行令第2条第1項第1号に規定する数値をいう。以下同じ。)の変更による家賃の上昇分を相殺するための利便性係数の減

少調整に係る係数(次の算式により算定した数値とし、小数点以下第4位未満の端数を生じたときは、当該端数を切り上げるものとする。)

算式

$$R3 = 1 - (R1 + R2) - (1 - (\alpha \times R1 + R2)) \times \frac{A}{B}$$

算式の符号

当該県営住宅が所在していた市町村合併前の市町村に係る当該市町村合併直前のR1

$$\alpha = \frac{\text{当該県営住宅が所在していた市町村合併前の市町村に係る当該市町村合併直後のR1}}{\text{当該県営住宅が所在していた市町村合併前の市町村に係る当該市町村合併直後のR1}}$$

A 当該県営住宅が所在していた市町村合併前の市町村の市町村立地係数

B 当該県営住宅が所在する市町村の市町村立地係数

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の規定は、平成21年7月以降における県営住宅の毎月の家賃について適用する。

告 示

高知県告示第153号

高知県心身障害者扶養共済制度特別弔慰金支給規程（昭和47年7月高知県告示第407号）の一部を次のように改正する。

平成21年3月6日

高知県知事 尾崎 正直

第1条中「は、「特別見舞金」という」を「にあつては、特別見舞金とする」に改める。

第2条ただし書中「社会福祉・医療事業団」を「独立行政法人福祉医療機構」に改め、同条第2号中「行なわれた」を「行われた」に改める。

第3条中「行なう」を「行う」に改める。

第4条中「社会福祉・医療事業団」を「独立行政法人福祉医療機構」に改める。

第5条中「特別弔慰金・見舞金支給決定通知書」を「特別弔慰金（特別見舞金）支給決定通知書」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第5条関係）

特別弔慰金（特別見舞金）支給決定通知書

年 月 日

様

高知県知事



特別弔慰金（特別見舞金）について、高知県心身障害者扶養共済制度特別弔慰金支給規程第2条の規定により、次のとおり支給することに決定したので、通知します。

加入番号	
加入者氏名	
心身障害者氏名	
特別弔慰金又は特別見舞金の額	円

附 則

この告示は、平成21年3月6日から施行する。

高知県告示第154号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成21年3月6日

高知県知事 尾崎 正直

区分	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称及び主たる事業所の所在地	変更年月日
変更前	野市ケアセンター	香南市野市町東野1939番地	社会福祉法人ふるさと自然村 南国市岡豊町中島1535番地	平成20年4月1日
変更後		香南市香我美町岸本イノ丸1番地2		
変更前	デイサービスセンター洋寿ふれあいの家	安芸郡芸西村和食甲1290番地	社会福祉法人土佐香美福祉会 香美市土佐山田町550番地2	平成20年7月1日
変更後		安芸郡芸西村西分乙297番		
変更前	居宅介護支援事業所げいせい	安芸郡芸西村和食甲1290番地	〃	〃
変更後		安芸郡芸西村西分乙297番		

高知県告示第155号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成21年3月6日

高知県知事 尾崎 正直

廃止年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成20年4月30日	医療法人十全会早明浦病院 土佐郡土佐町田井1372番地	早明浦病院 土佐郡土佐町田井1372番地 訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション
平成20年6月20日	南四国部品株式会社 高岡郡越知町越知甲1580番地1	居宅介護支援事業所なごみ中芸 安芸郡田野町1456番地45 居宅介護支援
〃	〃	田野町デイサービスセンター桃山 安芸郡田野町1456番地45 通所介護 介護予防通所介護
〃	〃	介護サービスなごみ中芸事業所 安芸郡田野町1456番地45 訪問介護 介護予防訪問介護
〃	〃	デイサービスセンターたいう安芸郡安田町西島72番地1 通所介護 介護予防通所介護
〃	〃	介護サービスなごみ高知事業所 高岡郡越知町越知甲1580番地1 訪問介護 介護予防訪問介護
〃	〃	デイサービスなごみ

		高岡郡越知町越知甲1580番地1 通所介護 介護予防通所介護
〃	〃	介護サービスなごみ椿原事業所 高岡郡椿原町広野379番地 訪問介護 介護予防訪問介護
〃	〃	デイサービスセンターわだじま 高岡郡椿原町川西路2320番地1 通所介護 介護予防訪問介護
平成20年7月31日	有限会社ヘルパーステーションさち 南国市東山町一丁目479番地	東洋町ヘルパーステーションさち 安芸郡東洋町甲浦字甲山211番地2 訪問介護 介護予防訪問介護
平成20年8月1日	有限会社岸本グループ 宿毛市宿毛1714番地1	訪問介護事業所すくも宿毛市宿毛1714番地1 訪問介護
〃	〃	居宅介護支援事業所すくも宿毛市宿毛1714番地1 居宅介護支援
平成20年8月31日	有限会社あさひ 宿毛市宿毛5387番地101	有限会社あさひ宿毛市高砂10番地8 福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売
〃	川村 智津子	川村薬局

		四万十市中村天神橋26番地 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
平成20年9月30日	医療法人創治竹本病院 四万十市右山1973番地2	竹本病院 四万十市右山1973番地2 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導
〃	有限会社高橋車椅子 香南市夜須町出口497番地	有限会社高橋車椅子 香南市夜須町出口497番地 福祉用具貸与 特定福祉用具販売 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売
平成20年10月31日	大西 茂年	大西歯科医院 土佐清水市寿町一丁目6番地1 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
〃	有限会社キタガワ 高岡郡佐川町乙2050番地10	有限会社キタガワ 高岡郡佐川町乙2050番地10 福祉用具貸与 特定福祉用具販売 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売
平成20年12月17日	有限会社スーパーストア富士屋 南国市後免町二丁目	指定福祉用具貸与事業所 富士屋ベターライフ 南国市後免町二丁目1番

	1 番19号	19号 福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与
--	--------	-----------------------------

高知県告示第156号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成21年3月6日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

検査対象区域	検査の年月日	受付時間	検査の場所
四万十市	平成21年7月6日	午後1時30分から 午後2時15分まで	富山地区集会所
〃	〃	午後3時から午後 3時45分まで	J A高知はた東部出張所
〃	平成21年7月7日	午前9時30分から 午前10時20分まで	J A高知はた東中筋事業所
〃	〃	午前11時から午前 11時50分まで	J A高知はた旧中筋出張所
〃	〃	午後1時30分から 午後2時30分まで	四万十カヌーとキャンプの里かわらっこ
〃	平成21年7月8日	午前9時30分から 午前11時30分まで	ホームセンターマルニ四万十店駐車場
〃	〃	午後1時から午後 2時まで	下田地区集会所
〃	〃	午後2時30分から 午後4時30分まで	J A高知はた中村支所やさい集出荷場
〃	平成21年7月	午前9時から正午	四万十市立文化セ

	9日	まで及び午後1時から午後3時30分まで	ンター
〃	平成21年7月10日	午前9時から午前11時まで	〃
〃	平成21年7月14日	午前9時から午前10時まで	口屋内集出荷施設前
〃	〃	午前11時から午前11時45分まで	津野川小学校
〃	〃	午後1時から午後4時まで	四万十市西土佐総合支所
〃	平成21年7月15日	午前10時30分から 午前11時まで	株式会社大宮産業
〃	平成21年7月16日から同年12月22日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県計量検定所

2 特定計量器の所在場所で行う定期検査

(1) 検査の区域

四万十市

(2) 検査の年月日

平成21年7月16日から同年12月22日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）

高知県告示第157号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成21年3月6日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

検査対象区域	検査の年月日	受付時間	検査の場所

土佐市	平成21年7月21日	午前10時30分から午前11時30分まで	J Aとさし北原集出荷場
〃	〃	午後1時から午後2時30分まで	J Aとさし戸波支所園芸品集出荷場
〃	平成21年7月22日	午前10時30分から午前11時30分まで	新居コミュニティーセンター
〃	〃	午後1時から午後2時30分まで	高知県漁業協同組合宇佐統括支所
〃	平成21年7月23日	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで	J Aとさし高岡支所
〃	平成21年7月24日	午前10時から正午まで	〃
〃	平成21年7月27日から同年12月22日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県計量検定所

2 特定計量器の所在場所で行う定期検査

- (1) 検査の区域
土佐市

- (2) 検査の年月日

平成21年7月27日から同年12月22日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）

高知県告示第158号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成21年3月6日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

検査対象	検査の年月日	受付時間	検査の場所

区域			
仁淀川町	平成21年9月7日	午前11時20分から正午まで	仁淀川町役場長者出張所
〃	〃	午後1時から午後2時30分まで	仁淀多目的研修集会施設
〃	平成21年9月8日	午前11時から正午まで	仁淀川町名野川出張所
〃	〃	午後1時から午後3時まで	仁淀川町役場
〃	平成21年9月9日	午後1時から午後3時まで	仁淀川町池川総合支所
〃	平成21年9月10日から同年12月22日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県計量検定所

2 特定計量器の所在場所で行う定期検査

- (1) 検査の区域

仁淀川町

- (2) 検査の年月日

平成21年9月10日から同年12月22日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）

高知県告示第159号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成21年3月6日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

検査対象区域	検査の年月日	受付時間	検査の場所
いの	平成21年9月	午前10時から午前	いの町立吾北中央

町	14日	11時30分まで	公民館
〃	〃	午後1時から午後2時まで	吾北山村開発センター
〃	平成21年9月15日	午前9時30分から午前10時まで	土佐れいほく農業協同組合脇ノ山事業所
〃	〃	午前10時30分から正午まで	いの町本川プラチナ交流センター
〃	平成21年9月16日	午前10時から午前11時30分まで	伊野町農業協同組合八田支所
〃	〃	午後1時から午後2時まで	波川公民館
〃	〃	午後3時から午後4時まで	高知県中部教育事務所
〃	平成21年9月17日	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで	いの町役場
〃	平成21年9月18日	午前10時30分から午前11時30分まで	伊野町農業協同組合神谷支所
〃	〃	午後1時から午後2時まで	大原ハイヤー勝賀瀬営業所
〃	平成21年9月24日から同年12月22日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県計量検定所

2 特定計量器の所在場所で行う定期検査

- (1) 検査の区域

いの町

- (2) 検査の年月日

平成21年9月24日から同年12月22日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）

高知県告示第160号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成21年3月6日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称
株式会社マルナカ 代表取締役 中山 芳彦
- (2) 届出者の住所
香川県高松市円座町1001番地
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルナカ土佐山田店
香美市土佐山田町秦山町三丁目59-4 ほか
- (4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所
株式会社マルナカ
香川県高松市円座町1001番地
- (5) 大規模小売店舗の新設をする日
平成21年9月29日
- (6) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,454平方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
74台
イ 駐輪場の収容台数
45台
ウ 荷さばき施設の面積
56.55平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
45.1立方メートル
- (8) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社マルナカ	午前9時	午前零時

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時40分から午前零時20分

- ウ 駐車場の自動車の出入口の数
2箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 2 届出年月日
平成21年1月28日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
香美市商工観光課
- 4 意見書に記載すべき事項
(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
(4) 意見の内容

高知県告示第161号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成21年3月6日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称
株式会社マルナカ 代表取締役 中山 芳彦
- (2) 届出者の住所
香川県高松市円座町1001番地
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルナカ四万十店
四万十市具同211ほか
- (4) 変更しようとする事項
ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前) 13,000平方メートル
(変更後) 8,127平方メートル
イ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(ア) 駐車場の収容台数
(変更前) 1,064台
(変更後) 746台
(イ) 駐輪場の収容台数

- (変更前) 426台
(変更後) 265台
- (ウ) 荷さばき施設の面積
(変更前) 405.9平方メートル
(変更後) 154.4平方メートル
- (エ) 廃棄物等の保管施設の容量
(変更前) 264.8立方メートル
(変更後) 79.5立方メートル
- ウ 大規模小売店舗の運営方法に関する事項
駐車場の自動車の出入口の数
(変更前) 8箇所
(変更後) 5箇所
- (5) 変更年月日
平成21年9月29日
- (6) 変更理由
店舗計画の変更のため
- 2 届出年月日
平成21年1月28日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
四万十市商工観光課
- 4 意見書に記載すべき事項
(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
(4) 意見の内容

高知県告示第162号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成21年3月6日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃
- (2) 届出者の住所
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階

- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグコスモス宿毛店
宿毛市宿毛1496-1
- (4) 変更しようとする事項
 - ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前) 1,700.50平方メートル
(変更後) 1,536.00平方メートル
 - イ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (ア) 駐車場の収容台数
(変更前) 92台
(変更後) 60台
 - (イ) 駐輪場の収容台数
(変更前) 74台
(変更後) 24台
 - (ウ) 荷さばき施設の面積
(変更前) 311.33平方メートル
(変更後) 38.50平方メートル
 - (エ) 廃棄物等の保管施設の容量
(変更前) 18.00立方メートル
(変更後) 13.50立方メートル
 - ウ 大規模小売店舗の運営方法に関する事項
 - (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻
(変更前) 午後9時30分
(変更後) 午後10時
 - (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前9時30分から午後10時まで
(変更後) 午前9時30分から午後10時30分まで
- (5) 変更年月日
平成21年10月1日
- (6) 変更理由
店舗配置計画の見直しを行ったため

高知県告示第163号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成21年3月6日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成21年3月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宿毛津島
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
宿毛市橋上町楠山字弘島山417番から 宿毛市橋上町楠山字弘島山1161番2まで	前	3.9 }	332
	後	12.2 }	330
		15.9	

高知県告示第164号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成21年3月6日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成21年3月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南国インター
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
南国市大桶字横枕甲 1633番1地先から 南国市大桶字亀田乙 1258番3まで	前	5.0 }	900
	後	10.0 }	900
		15.0	

高知県告示第165号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、平成21年3月6日から2週間高知県土木部道

路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成21年3月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宿毛津島
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
宿毛市橋上町楠山字弘島山417番から 宿毛市橋上町楠山字弘島山1161番2まで	330	平成21年3月6日

高知県告示第166号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、平成21年3月6日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成21年3月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小味野々川口
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町寺野字竹淵ノ平山169番1地先から 高岡郡四万十町寺野字竹淵ノ平山621番2地先まで	60	平成21年3月6日

高知県告示第167号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、平成21年3月6日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成21年3月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 足摺岬公園
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
土佐清水市津呂字イノクチ 25番3から 土佐清水市津呂字イノクチ 28番1まで	72	平成21年3月6 日

公 告

昭和33年10月高知県公報号外第77号の公告（各種学校規程施行内規）は、廃止する。

平成21年3月6日

高知県知事 尾崎 正直

~~~~~  
調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定による平成21年度調理師試験を次のとおり行う。

平成21年3月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 試験の日時  
平成21年7月16日（木）午後1時から
- 2 試験の場所
  - (1) 高知会場  
高知市本町五丁目6-42 高知会館
  - (2) 安芸会場  
安芸市矢ノ丸一丁目4-36 高知県安芸総合庁舎
  - (3) 幡多会場  
四万十市石山五月町8-22 四万十市立中央公民館
- 3 受験願書の提出期間  
平成21年5月21日（木）から同月29日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時30分までの間に受け付ける。  
なお、郵送の場合は、平成21年5月29日付けの消印のあるものまで受け付ける。
- 4 受験願書の提出先  
県内の各福祉保健所及び高知市保健所。ただし、県外に居住する者は、高知県健康福祉部健康づくり課（高知市丸ノ内一丁目2-20）へ提出すること。
- 5 受験願書の配付時期等  
平成21年4月23日（木）以降に、県内の各福祉保健所、高知市保健所及び高知県健康福祉部健康づくり課並びに県内の各市町村窓口において配付する。
- 6 その他

- (1) 受験についての必要事項は、受験願書に添付する案内書により指示する。
- (2) 詳細については、高知県健康福祉部健康づくり課（電話番号088-823-9674）へ問い合わせること。

-----  
公 安 委 員 会 告 示  
-----

### 高知県公安委員会告示第2号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施する。

平成21年2月18日（掲示済）

高知県公安委員会委員長 近森 正幸

- 1 検定を実施する警備業務の種別及び級  
交通誘導警備業務 2級
- 2 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所
  - (1) 検定の実施日及び開始時間  
平成21年5月28日（木）午前9時
  - (2) 検定の実施場所  
高知市春野町芳原2485番地  
高知県立春野総合運動公園陸上競技場
- 3 検定の実施予定人員  
30人
- 4 受検資格者  
高知県内に住所を有する者（以下「県内に住所を有する者」という。）又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けられた警備業の営業所に所属する警備員（以下「県外に住所を有する警備員」という。）
- 5 検定の方法  
学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。
  - (1) 学科試験
    - ア 警備業務に関する基本的な事項
    - イ 法令に関すること。
    - ウ 車両等の誘導に関すること。
    - エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
  - (2) 実技試験
    - ア 車両等の誘導に関すること。
    - イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 検定申請手続

検定を受けようとする者は、次により検定申請の手続を行うこと。

- (1) 検定申請の受付期間  
平成21年4月27日（月）から同年5月13日（水）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までの間とする。
- (2) 検定申請書等の提出方法  
検定申請書等は、県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員にあつてはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出すること。  
なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。
- (3) 提出書類等  
ア 検定申請書 1通  
イ 県内に住所を有する者にあつては住所地を疎明する書面、県外に住所を有する警備員にあつては当該営業所に属することを疎明する書面 1通（現に警備員であつて、住所地及びその属する営業所の所在地の両方を高知県内に有するものにあつては、いずれも提出することを要しない。）  
ウ 写真（検定申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2枚
- (4) 受検対象者の確定方法  
受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定申請の受付を締め切る。
- (5) 受検票の交付  
受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書を受理した警察署において受検票を交付する。
- 7 検定手数料  
検定を受けようとする者は、検定手数料として、14,000円の額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付すること。  
なお、納付された検定手数料は、返還しない。
- 8 検定の実施に関し必要な事項
  - (1) 受検時の服装  
警備員にあつては制服とし、その他の者にあつては実技試験を受けられる服装とすること。
  - (2) 持参品  
ア 受検票  
イ 筆記用具  
ウ 警笛（実技試験に使用するもので、本人が使用しているものがあれば持参すること。）

|                                                                                                                                                                                                      |  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <p>エ 帽子（制服で使用している帽子、ヘルメット等）又は運動帽</p> <p>オ 雨着（雨天時に使用する。）</p> <p>カ 昼食（学科試験に合格した場合に必要となる。）</p> <p>9 検定の実施に関する問い合わせ先</p> <p>高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（電話番号088-826-0110内線3023、3024、3027）又は県内の各警察署警備業担当係</p> |  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|